

中部電食防止委員会会則

昭 36. 4. 1 改正
昭 38. 6. 21 改正
昭 40. 6. 23 改正
昭 42. 7. 5 改正
昭 49. 6. 28 改正
平 3. 6. 12 改正
平 18. 6. 5 改正
平 27. 6. 11 改正

(名 称)

第 1 条 本会は中部電食防止委員会と称する。

(所 在 地)

第 2 条 本会の事務局は名古屋市内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は電食に関する諸問題について構成員相互の連絡協力を図り防食技術の向上に寄与することをもち、その目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 電食防止のための関係者の連絡協議
2. 電食防止に必要な調査、研究、技術開発
3. 電食防止に関する資料の収集、技術指導、ならびに周知広報
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(構 成)

第 5 条 本会は次の県内における電食に関係ある事業団体ならびに鉄道および電力の監督官庁からの選出された委員および参与をもつて構成する。

なお、本会目的達成のため学識経験者を顧問又は委員として委嘱することができる。

愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、石川県、富山県および福井県

(役員、役員を選出)

第 6 条 本会に次の役員をおき、委員の互選により選出する。

ただし、任期中役員の前辞任の申出があるときは、その役員の前所属する官庁、もしくは事業団体の選出する委員がその任を継承するものとする。

会 長 1 名 副 会 長 若干名

顧 問 若干名 常任幹事 若干名

会計監査 2 名

(職 務)

第 7 条 会長は会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

会計監査は会の会計を監査する。

常任幹事は、会長および副会長を補佐し、会の常務処理にあたる。

(役員の改選)

第8条 役員は就任の年の総会開催日の翌日より翌年の総会開催日までとし、留任は妨げない。
会長の任期は就任の年の総会開催日の翌日より翌々年の総会開催日までとし、留任は常任幹事会において審議する。

ただし、任期の途中において選任された役員等の任期は前任期の残存期間とする。

(事務局)

第9条 本会の会の庶務および会計事務を行うため、事務局を設け事務局長および書記若干名をおくことができる。

事務局長および書記は会長がこれを任命する。

(総会)

第10条 総会は毎年1回会計年度終了後約2ヶ月以内に会長の招集により開催するものとし、附議する事項は次に掲げる事項とする。

1. 事業報告および事業計画
2. 決算報告および収支予算
3. 役員を選出
4. 会則の変更
5. その他必要な事項

(常任幹事会)

第11条 常任幹事会は会長の招集により開催するものとし、本会の常務を処理し会務を推進する。

(分科会)

第12条 会長は第4条の事業を遂行するため、委員の要請により常任幹事会の議を経て、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会の主査および委員は関係者よりその都度会長が委嘱するものとし主査は分科会を総括する。分科会は委嘱事項について具体的な対策を樹立し、主査はこの結果を常任幹事会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は構成事業団体の分担金、その他寄附金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。

(雑則)

第15条 第5条に規定する事業団体から新たに入会の申し入れがあったときは、常任幹事会において審議し、その加入を認めることができる。

ただし、この場合次期総会において報告するものとする。

第16条 本会則は総会における選考委員の半数以上の合意がなければ改めることができない。

ただし、可否同数なる場合は、総会の議長がこれを定める。

附 則

第1条 本会則は平成27年6月11日より実施する。

第2条 本会則は実施に必要な事項は、常任幹事の議を経て、細則でこれを定める。